

津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例（令和 年
条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと
する。

（届出の対象となる水源地域内の土地）

第2条 条例第2条第2号の規則で定める土地は、別表のとおりとする。

2 条例第2条第3号の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役
権、賃借権及び使用貸借による権利とする。

（対象工作物等に係る事業）

第3条 条例第2条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般廃棄物処理業
- (2) 産業廃棄物処理業
- (3) 砂利採取業及び碎石業
- (4) 鉱業
- (5) ゴルフ場業
- (6) 既にある坑道に横坑を掘削する等、水量に影響を及ぼすおそれがある
事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、水質を汚濁し、又は水量に影響を及ぼすお
それのある事業（町や集落で管理する水道事業を除く。）

（揚水設備の設置の届出）

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、揚水設備設置届出書（様式第
1号）を町長に提出してするものとする。

2 条例第7条第1項第7号の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 扬水設備を設置する工場、事業所その他の場所の名称及び所在地
- (2) 扬水設備の口径及び深さ
- (3) 扬水機の種類及び最大吐出量
- (4) 扬水機（吐出口の断面積が50平方センチメートルを超えるものに限る。）
により採取する地下水の水量を測定するための機器の種類

- (5) 揚水設備の設置の工事に着手する日
- (6) 地下水の採取を開始する日
- (7) 各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。第10条第2項において同じ。）において地下水を採取する期間
- (8) 採取する地下水の水量の算出根拠
- (9) 揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職名
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

3 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所の位置を示す図面
- (2) 揚水設備及び揚水機の構造図
- (3) 揚水機を採取する地下水の水量を測定するための機器を設置する位置を示す図面
- (4) 前3項に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(揚水設備等の変更の届出)

第5条 条例第10条第1項の規定による届出は、揚水設備構造等変更届出書（様式第2号）を町長に提出してするものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める軽微な変更は、条例第7条第1項第5号に掲げる事項の変更で当該変更後の水量が同項の規定による届出に係る水量を超えないものとする。

3 条例第10条第3項の規定による届出は、条例第7条第1項第1号に掲げる事項又は同項第7号に掲げる事項（前条第2項第1号及び第9号に掲げる事項に限る。）の変更に係るものにあっては氏名等変更届出書（様式第3号）を、条例第7条第1項第7号に掲げる事項（前条第2項第1項及び第9号に掲げる事項を除く。）の変更に係るものにあっては揚水設備構造等変更届出書（様式第2号）をそれぞれ町長に提出してするものとする。

（完了届）

第6条 条例第11条の規定による届出は、揚水設備設置工事完了届（様式第4号）を町長に提出してするものとする。

（承継の届出）

第7条 条例第12条第3項の規定による届出は、揚水設備承継届出書（様式第

5号)を町長に提出してするものとする。

(廃止の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、揚水設備廃止届出書(様式第6号)を町長に提出してするものとする。

(立入検査の身分証明書)

第9条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第7号)によるものとする。

(地下水の涵養に関する計画)

第10条 条例第17条第2項による地下水の涵養に関する計画(条例附則第1項ただし書に規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備(工事中のものを含む。附則第2項において同じ。)により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものを除く。)の提出は、当該計画に係る揚水設備による地下水の採取を開始する前に、地下水の涵養に関する計画書(様式第8号)を町長に提出してするものとする。

2 条例第17条第3項の規定による変更後の計画の提出は、当該計画の変更後、遅滞なく、地下水の涵養に関する計画書(様式第8号)を町長に提出してするものとする。

(採取した地下水の水量の報告)

第11条 条例第18条第1項に規定する記録は、次に掲げる事項を記載して作成するものとする。

(1) 地下水を採取した期間

(2) 採取した地下水の水量

2 条例第18条第2項の規定による報告は、各年度について地下水採取量報告書(様式第9号)を翌年度の6月末までに提出してするものとする。

(水源地域の指定等の案の告示)

第12条 条例第19条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を町広報紙等に登載して行うものとする。

(1) 水源地域(その区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分)に含まれる土地

- (2) 水源地域の指定又はその区域の変更の案の縦覧場所、期間及び時間
 - (3) 条例第 19 条第 3 項に規定する意見書（以下「意見書」という。）を提出する場合の提出先及び提出期限
- （水源地域の指定等に係る意見書の提出）

第 13 条 意見書の提出は、所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添付した水源地域の指定（変更・解除）に係る意見書（様式第 10 号）を町長に提出してするものとする。

（水源地域の指定等に係る意見の聴取）

第 14 条 町長は、条例第 19 条第 4 項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、その期日の 10 日前までに、条例第 19 条第 3 項の規定により縦覧に供された案について異議のある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面で通知するものとする。

2 意見の聴取は、町長は指名する職員が行う。

（所有権移転等の事前届出）

第 15 条 条例第 20 条の規定による届出は、土地の所有権等の移転等（変更）届出書（様式第 11 号）を町長に提出してするものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第 20 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び利用の現況
 - (2) 契約の当事者が行う主たる事業が属する業種
- （対象工作物の設置の届出等）

第 16 条 条例第 21 条の規定による届出は、対象工作物設置届出書（様式第 12 号）を町長に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 対象工作物を設置する地域を示す図面及びその付近見取図
- (2) 対象工作物の計画書及び平面図

(3) 対象工作物を設置しようとする者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3 条例第 21 条第 3 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

ア 分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 10 条第 2 項に規定する森林整備法人

イ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構

ウ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人

(2) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合

(3) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合

4 条例第 21 条第 4 項の規定による届出は、対象工作物設置変更届出書（様式第 13 号）を町長に提出してするものとする。

（立入調査の身分証明書）

第 17 条 条例第 22 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 7 号身分証明書によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例第 17 条第 2 項の規定による地下水の涵養に関する計画（条例附則第 1 項ただし書に規定する日において現に存する揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートルを超える揚水設備により採取する地下水の水量のみに基づいて作成されるものに限る。）の提出は、同日から起算して 5 年以内に、地下水の涵養に関する計画書（様式第 8 号）を町長に提出してするものとする。

3 条例附則第 3 項の規定による届出は、揚水設備設置届出書（様式第 1 号）

を町長に提出してするものとする。

別表（第2条関係）

地 域	所 在 地	地 目	面 積 (m ²)
ニュー・グリーンピア津南周辺地域	大字秋成 12439 番 1 外 6 筆	雑種地	6,763.43
	大字秋成 6230 番 1 外 227 筆	山林	1,817,016.30
	大字秋成 6246 番外 207 筆	原野	1,874,003.41
	大字秋成 11333 番 20 外 31 筆	ため池	16,782.23
	大字秋成 6286 番 1 外 52 筆	公衆用道路	48,165.26
	大字秋成 6285 番 3 外 78 筆	用悪水路	23,537.04
	計		3,786,267.67
新潟県自然環境保全条例による指定地域	龍ヶ窪自然環境保全地域 大字谷内地内	民有地 国有地	76,000 7,600
	計		83,600

様式第1号（第4条関係・附則第3項関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

揚水設備設置届出書

揚水設備の設置について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

※受理年月日	年　月　日
※工場等の整理番号	
※揚水設備の整理番号	
工場、事務所その他の場所の名称	
工場、事業所その他の場所の所在地	連絡先
揚水設備の番号	
揚水設備の設置の場所	
揚水設備の口径	mm
揚水設備の深さ	m
揚水設備のストレーナーの位置	m～m
揚水機の種類	
揚水機の最大吐出量	m ³ /分
揚水機の吐出口の断面積 (揚水機の吐出口の口径)	cm ² (mm)
揚水機の原動力の出力	kW
水量を測定するための機器の種類	

設置の工事に着手する日		年　月　日
地下水の採取を開始する日		年　月　日
各年度において地下水を採取する期間		月～　月
採取する地下 水の水 量	1日当たりの最大採取量	m ³ / 日
	1日当たりの平均採取量	m ³ / 日
	1日の平均採取時間	時～　時
採取する地下水の用途		時間
採取する地下水の水量の算出根拠		
揚水設備を管理する責任を 有する者の氏名及び役職名		
備考		

注意事項

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「揚水機の深さ」の欄には、地表面からの揚水設備の深さを記載すること。
- 3 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。
- 4 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートルを超える場合において記載すること。
- 5 「1日当たりの平均採取量」の欄には、各年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）において採取する量を採取日数で除して得た量（1 立方メートル未満を切り捨てた量とする。）を記載すること。
- 6 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

様式第2号（第5条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

揚水設備構造等変更届出書

揚水設備の構造等の変更について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

※受理年月日	年　月　日	
※工場等の整理番号		
※揚水設備の整理番号		
工場、事務所その他の場所の名称		
工場、事業所その他の場所の所在地	連絡先	
揚水設備の番号		
揚水設備の設置の場所		
	変更前	変更後
揚水設備の口径	mm	mm
揚水設備の深さ	m	m
揚水設備のストレーナーの位置	m～m	m～m
揚水機の種類		
揚水機の最大吐出量	m ³ /分	
揚水機の吐出口の断面積断 (揚水機の吐出口の口径)	cm ² (mm)	cm ² (mm)
揚水機の原動力の出力	kw	

水量を測定するための機器の種類				
設置の工事に着手する日		年　月　日		
地下水の採取を開始する日		年　月　日		
各年度において地下水を採取する期間		月～　月	月～　月	
採取する地下水の水量	1日当たりの最大採取量	m^3 / 日	m^3 / 日	
	1日当たりの平均採取量	m^3 / 日	m^3 / 日	
	1日の平均採取時間	時～　時	時～　時	
		時間	時間	
採取する地下水の用途				
採取する地下水の水量の算出根拠				
揚水設備を管理する責任を有する者の氏名及び役職名				
備考				

注意事項

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 変更しようとする事項又は変更のあった事項についてのみ記載すること。
- 3 「揚水機の深さ」の欄には、地表面からの揚水設備の深さを記載すること。
- 4 「揚水設備のストレーナーの位置」の欄には、地表面からのストレーナーの位置を記載すること。
- 5 「水量を測定するための機器の種類」の欄は、揚水機の吐出口の断面積が 50 平方センチメートルを超える場合において記載すること。
- 6 「1日当たりの平均採取量」の欄には、各年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）において採取する量を採取日数で除して得た量（1 立方メートル未満を切り捨てた量とする。）を記載すること。
- 7 「採取する地下水の水量の算出根拠」の欄は、できる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ別紙とすること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

氏名等変更届出書

氏名等の変更について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更があった事項		※工場等の整理番号	
		※揚水設備の整理番号	
変更の 内 容	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	

注意事項 ※印欄には、記載しないこと。

様式第4号（第6条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

揚水設備設置工事完了届

揚水設備の設置の工事の完了について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事、事業所その他の場所の名称	※工場等の整理番号
工事、事業所その他の場所の所在地	※揚水設備の整理番号
揚水設備の番号	
揚水設備の設置の場所	
揚水設備の設置の届出年月日	年　月　日
工事完了年月日	年　月　日

注意事項　※印欄には、記載しないこと。

様式第5号（第7条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

揚水設備承継届出書

揚水設備に係る届出者の地位の承継について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事、事業所その他の場所の名称	※工場等の整理番号
工事、事業所その他の場所の所在地	※揚水設備の整理番号
揚水設備の番号	
揚水設備の設置の場所	
揚水設備の設置の届出年月日	年　月　日
承継の年月日	年　月　日
被承継者	氏名又は名称
	住所
承継の原因	

注意事項　※印欄には、記載しないこと。

様式第6号（第8条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

揚水設備廃止届出書

揚水設備の廃止等について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例
第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事、事業所その他の場所の名称	※工場等の整理番号	
	※揚水設備の整理番号	
工事、事業所その他の場所の所在地		
揚水設備の番号		
揚水設備の設置の場所		
揚水設備の設置の届出年月日	年　月　日	
届出の内容	1　揚水設備の使用を廃止し、又は撤去したとき 2　揚水機の吐出口の断面積を6cm ² 以下とした。	
廃止等の年月日	年　月　日	
廃止時の措置		

注意事項

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「届出の内容」の欄は、該当する番号に○を付すこと。
- 3 「廃止時の措置」の欄には、揚水機の撤去、井戸の埋戻し等の措置の実施状況を記載すること。

様式第7号（第9条関係、第17条関係）

(表)

9センチメートル

写 真	身分証明書	年 月 日 生
セ ン チ メ ト ル	職名 氏名	印
上記の者は、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第16条第1項及び条例第22条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。		
年 月 日（発行）		
津南町長		印

(裏)

津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例（抜粋）
(報告の徴収及び立入検査)

第16条 町長は、この章の規定を施行するために必要な限度において、揚水設備を設置する施設設置者から必要な報告を求め、又はその職員に、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所に立ち入り、当該揚水設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第22条 町長は、この章の規定を施行するために必要な限度において、第19条又は前条の規定による届出をした者又は施設設置者から必要な報告を求め、又はその職員に、届出に係る土地又は対象工作物に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、第16条第2項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第8号（第10条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

地下水の涵養に関する計画書

地下水の涵養に関する計画書について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第17条第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

揚水設備の設置の場所	一の年度において採取する地下水の水量		m ³
揚水機の吐出口の断面積が50cm ² を超える揚水設備により一の年度において採取する地下水の用途別の水量	用 途	採取する地下水の水量	
			m ³
区分	項目及び内容		地下水涵養量
敷地内における涵養	<input type="checkbox"/> 雨水浸透ます	基、種類： 内径 cm 深さ： cm、集水面積： m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透トレチ	内径： cm、長さ： m、面積 m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 雨水浸透側溝	深さ： cm、長さ： m、面積 m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> 透水性舗装	面積：	m ³
	<input type="checkbox"/> 緑化ブロック	面積：	m ³
	<input type="checkbox"/> 緑地等	形態： 面積 m ²	m ³
	<input type="checkbox"/> その他		m ³

	小計		m^3 (a)
敷地外における涵養	<input type="checkbox"/> 森林の整備	所在地: 面積: m^2 整備の内容: 植林、間伐、下刈、その他 ()	m^3
	<input type="checkbox"/> 農地の管理	所在地: 期間: 月 面積: m^2 管理の内容: 作物の栽培、かん水、その他 ()	m^3
	<input type="checkbox"/> その他		m^3
	小計		m^3 (b)
地下水涵養量合計	(a) + (b)		m^3
目標涵養量			m^3
特記事項			

注意事項 該当する□に✓印を付した上、その内容を記入すること。

様式第9号（第11条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名)

地下水採取量報告書

年度に採取した地下水の水量について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり報告します。

工事、事業所その他の場所の名称	※受理年月日	年　月　日
工事、事業所その他の場所の所在地		
揚水設備の設置の場所		
※揚水設備の整理番号		
地下水の採取状況	総採取量	
	その他の事項	別紙のとおり

注意事項　※印欄には、記載しないこと。

別紙

地下水の採取状況

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

水源地域の指定（変更・解除）に係る意見書

津南町地下水及び水源地の保全に関する条例第 19 条第 3 項の規定により、
次のとおり意見書を提出します。

1 所有地その他利害関係を有する土地の所在地

2 利害関係の内容

3 意見

注意事項 利害関係の内容は、具体的に記載すること。

様式第 11 号（第 15 条関係）

年 月 日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

土地の所有権等の移転等（変更）届出書

津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第 20 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

譲渡人等	住所	
	氏名	
	電話番号	
	業種	
譲受人等	住所	
	氏名	
	電話番号	
	業種	
契約に係る権利の種別及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利	
	所有権以外 の場合	存続期間 年 月 日から 年 月 日まで
契約締結予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在	地目	土地利用の現況	面積
			m ²
			m ²
			m ²
合計	筆		m ²
所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的			

注意事項

- 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄は、該当する□に✓印を付すこと。
- 「土地利用の現況」の欄には、主たる現況を記載すること。
- 「所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的」の欄には、「林業を営むため」、「宅地を造成するため」等の具体的な目的を記載すること。
- 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記載すること。

様式第12号（第16条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

対象工作物設置届出書

津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第21条第1項の規定により、
次のとおり届け出ます。

※受理年月日	年　月　日
※工場等の整理番号	
※対象工作物の整理番号	
対象工作物の所在地	
面積	
登記地目	
現況	
設置予定年月日	
対象工作物の内容	

注意事項　※印欄には、記載しないこと。

様式第13号（第16条関係）

年　月　日

津南町長

様

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、

名称及び代表者の氏名）

対象工作物設置変更届出書

対象工作物の設置内容等の変更について、津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

※受理年月日	年　月　日	
※工場等の整理番号		
※対象工作物の整理番号		
届出事項	変更前	変更後
変更事由		

注意事項　※印欄には、記載しないこと。